

入 札 公 告

次の契約に係る条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

入札者は、山口市上下水道事業競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）及び入札条件を熟読の上、入札すること。

令和8年2月19日

山口市上下水道事業管理者 野 村 和 司

発注の概要

件 名	島地地区農業集落排水処理施設維持管理業務
種 別	物品・業務委託等
履 行 場 所	山口市 徳地島地 地内
業 務 概 要	島地地区農業集落排水処理施設の維持管理 (排水処理場1箇所 マンホールポンプ5箇所)
履 行 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ただし、契約締結の日から令和8年3月31日までの間は履行準備期間とする。
予 定 価 格	事後公表とする。
入札書比較価格	事後公表とする。
総 合 評 価 式	適用しない。

入札に参加できる者の資格要件（ここに掲げる要件を全て満たすこと。）

競 争 入 札 参 加 資 格 登 録	公告日の前日において、物品・業務委託等に係る契約の競争入札参加資格及び登録を定めた告示(令和6年12月3日山口市告示第175号)に規定する入札参加資格を、次の営業種目について有していること。
登 録 営 業 種 目	「53業務委託（建物等の保守管理・運営）」のうち「01浄化槽の清掃・保守」
所 在 地	公告日の前日において、次のいずれかであること。 (1)市内業者（本店を山口市内に有する者をいい、競争入札参加資格登録の区分が「市内」である者に限る。） (2)準市内業者（支店、営業所又はこれらに準ずる事務所（以下「支店等」という。）を山口市内に有する者をいい、競争入札参加資格登録の区分が「準市内」である者に限る。以下同じ。）であり、かつ、山口市内の支店等が競争入札参加資格登録における「山口市と契約を締結する相手方」である者。 (3)準市内業者であり、かつ、本店を山口県内に有する者。 (4)県内業者（本店を山口県内に有する者をいい、競争入札参加資格登録の区分が「県内」である者に限る。）

法令上の許可等	(1)公告日の前日において、浄化槽法第48条の規定に基づく、業務履行場所（排水処理場の所在地）における浄化槽保守点検業者登録証（山口県）を有していること。 (2)公告日の前日において、浄化槽法第35条の規定に基づく、業務履行場所（排水処理場の所在地）における浄化槽清掃業許可証（山口市）を有していること。
技 術 者 配 置	浄化槽法第10条第2項の規定に基づく、浄化槽技術管理者の資格を有する者を本業務の業務責任者として配置すること。ただし、他の集落排水処理施設維持管理業務の業務責任者との兼務は不可とする。
そ の 他	(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。 (2)公告日から入札日(郵便入札の場合は、開札日)までの間のいずれの日においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領及び山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。 (3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。 (4)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

契約に関する事項

前 払 金	無
部 分 払	有（2回）
契 約 保 証 金	免除
電子契約の可否	この契約の締結は、受注者の希望により電子契約の方法によることができる。希望する場合の手続は、入札条件に定める。

入札参加資格の確認

確 認 方 法	入札日当日、入札開始前に行う(参加者心得第4条の規定にかかわらず、入札参加資格確認申請書の提出は不要)。
---------	--

入札の方法等

入 札 方 法	会場入札
入 札 日 時	令和8年3月10日（火）午前11時
入 札 会 場	山口市上下水道局宮島庁舎3階第3会議室（山口市宮島町7番1号）
提 出 書 類 （入札会場において提出するもの）	代理人による入札の場合は、委任状

再 度 入 札	予定価格の制限の範囲内の有効な入札がなかった場合、かつ、再度入札の対象者がある場合は、再度入札を行う。初回の入札及び再度入札を合わせた入札回数は、3回までとする。
入 札 保 証 金	免除

設計図書類等の閲覧方法

閲 覧 方 法	窓口配布
配 布 期 間 及 び 場 所	(1) 期間 公告日から令和8年3月9日(月)まで (土曜日、日曜日及び2月23日を除く。) 午前8時30分から午後5時15分まで (2) 場所 山口市上下水道局下水道施設課(詳細下記) ※配布対象は「入札に参加できる者の資格要件」を満たす者のみであり、事業担当課に電話連絡の上で来庁すること。

質問書の受付及び回答の方法

内 容 質 問 書	設計図書類等に関して質問があるときは、内容質問書(参加者心得様式第2号)を電子メール又は持参により提出すること(電子メールの場合、送信後に必ず電話連絡を行うこと。)
提 出 期 限	令和8年3月4日(水) 午後5時まで
提 出 先	山口市上下水道局 下水道施設課(詳細下記)
回 答 方 法	回答は、内容質問の受理後、令和8年3月6日(金)午後5時までに、速やかに山口市公式ウェブサイトに掲載する。

入札の中止、無効及び失格入札等

(1)参加者心得第13条の規定に該当する入札は中止とし、参加者心得第11条の規定に該当する入札は無効とし、参加者心得第12条の規定に該当する入札者は失格とするほか、入札条件に定めるところによる。
(2)この入札においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度のいずれの適用もしない。

入札条件、契約条項等

入札条件は、参加者心得及び別添の設計図書類等に示すところによる。また、契約書約款、入札に関する要綱等については、山口市公式ウェブサイト又は下記の入札執行課の窓口で閲覧できる。

その他必要な事項

入札結果は、入札日(郵便入札にあっては、開札日)の午後4時までに、山口市公式ウェブサイトに掲載する。

本入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和8年度の山口市農業集落排水事業会計予算が可決されなかった場合、又は当該契約に係る支出予算に減額又は削減があったときは、本調達手続を取り消し、契約を行わない。

現場説明は、実施しない。

申請書及び資料の作成並びに申込みに係る費用は、提出者の負担とする。
入札関係書類は、設計図書類等において指定した様式を使用すること。 様式の指定がなく、ウェブサイト掲載様式を使用する場合は、宛名が「山口市長」とあるものは、「山口市上下水道事業管理者」とすること。

連絡先等

入札執行課	〒753-0043 山口市宮島町7番1号
	山口市上下水道局 上下水道総務課 入札監理室
	電話番号 083-933-6663
	電子メール nyukan@city.yamaguchi.lg.jp
事業担当課	〒753-0851 山口市黒川8番地
	山口市上下水道局 下水道施設課
	電話番号 083-925-8469
	電子メール g-sisetu@city.yamaguchi.lg.jp